

## 調書の記載方法について

調書は、被推薦者を審査するための基本資料となりますので、以下に留意の上、必要事項を簡潔明瞭かつ的確に所定欄に記載してください。

**※全ての欄について、行の増減や幅を広げるなどの編集はできません。**

### ●調書（1）

#### 1 「職業部門」欄

別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」を確認いただき、被推薦者が従事する職業の職種が属する職業部門の番号をプルダウンにて選択すること。

「障害がある技能者」部門については、「21」となります。

#### 2 「職種名（1）及び（2）」欄

被推薦者が従事する職種を別表に例示している職種名を参考に、職種名（1）はプルダウンにて選択し、職種名（2）については記入すること。

なお、職種名や部門が不明な際は以下を参照してください。

厚生労働省編職業分類（ハローワークインターネットサービス内）

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw\\_job\\_dictionary.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_dictionary.html)

#### 3 「氏名」欄

住民票に記載されている字画で氏名を記入し、ふりがなを付けること。

(1) 名字と名前間に全角スペースを1つ挿入すること。

(2) 変換できない文字又は特定のフォントでしか表示できない文字については、常用漢字等、一般的に使用されている文字に置き換え、「氏名・現就業先事業所名の外字」欄にその旨明記すること。また、その際は文字の画像データを調書とは別に添付すること。

(3) 雅号等での表彰は受け付けないため、雅号等は記入しないこと。

#### 4 「生年月日」欄

住民票に記載されている生年月日を西暦で「〇〇〇〇/〇〇/〇〇」の様式（数字は半角）で記入すること。（例：2026年1月1日生まれは「2026/01/01」）

#### 5 「障害名・障害程度」及び「障害の概要」欄（職業部門 21 「障害がある技能者」のみ）

被推薦者の障害者手帳に記載されている障害名及び障害程度をプルダウンにて選択すること。

【知的障害の場合の障害による程度の区分の入力方法】

(1) 「療育手帳による程度の区分」の入力について、療育手帳等で次の記載が確認

される場合は「A」を選択すること（㊤、A、A1、A2、A3、1 度、2 度、A 重、A 中、A2a、A2b、A 最重度、A 重度）。それ以外は「B」を選択すること。

(2) 療育手帳による程度の区分が「B」のうち、地域障害者職業センターが行う重度知的障害者判定を受け、判定書が交付された者は、「重度知的障害者判定による重度判定」のうち当てはまる判定を選択すること。

(3) 障害の概要について具体的に記入すること。

## 6 「現住所」欄

郵便番号、現住所及び電話番号を略さずに記入すること。住民票の住所と実際に居住している居所が異なる場合は、居所を記入すること。

例) ○○番地の△ (※「○○-△」としない。)

## 7 「就業先」欄

(1) 「所属名」欄には、雇用されている場合にあつては雇用企業名を、自営している場合にあつては屋号等をそれぞれ省略等せず正確に（法人格を省略しないこと。「株式会社」を「(株)」などと表記しないこと）、下段には、工場名や支店名等（例：「○○工場」「○○支店」「○○営業所」など）があれば記載すること。

(2) 「所在地」欄には、郵便番号、所在地及び電話番号を略さずに記入すること。

(3) 令和8年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は、カッコ書きで「(○月○日より変更予定)」などと明記すること。また、推薦後に就業地が変更となった場合は速やかに連絡すること。

(4) 「企業全体の従業員数」欄における人数には、被推薦者も含めた人数を記載すること。（例えば、就業者が被推薦者のみという場合は、0名とはならず、1名となる。）

## 8 「職歴」欄

### (1) 「職歴」欄

ア 就業先の名称、職務内容、地位及び役職等を順番に記入すること。

イ 団体歴、公職歴、家業手伝い、学生時代のアルバイト、推薦を受ける技能と関係の無い職種に従事していた期間は記入しないこと。

ウ いわゆる企業内学校において、推薦を受ける技能と直接関係がある職種の訓練を受けた期間は職歴となること。

エ 令和8年11月1日以前に就業地が変更となることが推薦時に確定している場合は、上記「7 就業先欄」と同様にカッコ書きで「(○月○日より変更予定)」などと明記すること。

### (2) 「在職期間」欄

その職の始期及び終期を記入すること。

なお、現職については、令和8年11月1日をもって終期とすること。

### (3) 「在職年月数」欄

月単位で計算した在職年月数を記入すること。

## 9 「表彰歴」欄

- (1) 技能に関連して被推薦者本人が表彰を受けたもののみについて、表彰の概要及び取得年月を記入し、表彰を証する書面の写しを全て添付すること。
- (2) 記入しきれない場合は代表的なもののみ記載し、「詳細は別紙参照」などとして別紙（任意様式）に記載すること。
- (3) 技能に関連する表彰でない、「感謝状」「永年勤続表彰状」等は記入しないこと。

## 10 「免許」欄

- (1) 免許、特許、実用新案等を有する者については、当該免許等の概要及び取得年月を記入し、免許等を証する書面の写しを全て添付すること。  
特許、実用新案等については、発明者名、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料（例：公開特許公報など）の写しを添付し、共同の場合は本人の担当分野を明らかにすること。
- (2) 本表彰と関連がない、「普通自動車運転免許」等は記入しないこと。

## 11 「大会入賞歴等」欄

- (1) 高度熟練技能者、ものづくりマイスター、全技連マイスターに該当する場合は、認定された年度、業種、職種を記入し、認定を証する書面の写しを全て添付すること。
- (2) 技能グランプリ入賞歴、技能五輪国際大会入賞歴、技能五輪全国大会入賞歴がある場合は、開催回、参加職種、順位を記入し、入賞を証する書面の写しを全て添付すること。

## 12 「技能検定」欄

該当する場合は等級、技能士の名称（〇〇技能士）、取得年月を記入し、技能士証の写しを全て添付すること。なお、等級は一級、二級、単一等級のように漢数字で記入すること。

## ●調書（2）

調書（2）の「卓越した技能の概要」欄について、1枚で記入することが困難な場合は、調書（3）を2枚まで追加して記載することとして差し支えない。

### 1 「過去5年の推薦回数」欄

被推薦者が、過去5年において卓越した技能者の表彰について三重県知事に推薦された年度を記入するとともに、その推薦回数の合計を記入すること。

なお、被推薦者が過去5年で初めて推薦する場合は計0回と記入すること。

### 2 「推薦順位等」欄

県において記入するため、記入しないこと。

### 3 「推薦者及び推薦理由」欄

推薦者、推薦団体及びその推薦理由を記入すること。

#### 4 「卓越した技能の概要」欄

技能者表彰審査委員が具体的に評価する欄であるので、その卓越性を的確に把握し、評価できるよう無意味な修飾語を用いることなく具体的かつ分かりやすく記載すること。

また、専門的・技術的分野に関する用語等については、「様式5 専門用語集」にふりがな及び簡単にわかる説明を付すこと。解説が必要な用語が一つもない場合には、「無し」と記載し提出すること。

##### (1) 「技能の概要」欄

ア 関連する他の資料（別紙1における「5 推薦書類」⑦その他の資料。以下同じ。）に合わせて、被推薦者の従事する職種、技能の水準、範囲、特徴又は他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。

イ 記述に当たっては、客観性（単に「非常に優れている」ではなく、どのように優れているのか数値で表す等）、明確性（改善実績における本人の技能の関わりの明示等）に心がけること。また、被推薦者の功績・経歴が中心となっているケースが見られるので注意すること。

##### (2) 「功績・貢献の概要（社会的貢献活動を含む）」欄

関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作又は建造等をしたもので、当該被推薦者の技能の程度の判断に資するとともに、企業、産業界及び社会に対する貢献度等において高く評価されているような代表的な実績を具体的に記入すること。

##### (3) 「後進指導育成の概要」欄

被推薦者が後進の指導・育成に当たった方法、対象及び範囲等を具体的に記入すること。

##### (4) 「現役性」欄

被推薦者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種における1日平均の就業時間又は、その者の有する技能に関連した職種に専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。

なお、第21部門の被推薦者については、上記(1)～(4)の項目において、具体的な障害の程度に触れながら、障害をどのように乗り越えて技能のレベルを高めてきたのか記入すること。

また、障害を克服し、技能を発揮されている場合はその工夫を記入すること。その他、被推薦者の技能向上のために職場環境において行っている取り組みについても記入すること。

## ●写真

写真は、被推薦者の製作した製品や作業風景を視覚的に確認し、調書を補完し、審査の一助として被推薦者の能力や技術を明確に審査委員が判断できるよう添付する

ものである。このため、被推薦者の技能レベルや、実際の作業風景・作品等が分かる大きくて鮮明なものを可能な限り複数枚添付すること。

### 1 添付する写真の種類

写真は次に記載する（１）から（４）までの内容をそれぞれ１枚以上添付すること。

全ての写真が「作業の状況が手元のみの写真」、「複数人の写真」、「後ろ姿の写真」など本人と確認しづらい写真とならないように留意し、複数人が写っている場合は、どれが本人か分かるようにすること。

#### （１）作業風景

現役性の有無を確認するため、客観的に本人と分かる者が作業をしている直近（令和7年4月1日から三重県知事への推薦まで）に撮影された写真。

#### （２）作業工程

製作物（作品）ができるまでの大まかな過程や順番が分かる写真。

#### （３）製作物（作品）

上記（１）で記した同期間における製作物（作品）の写真。ただし、製作期間が長く、同期間における作品・製品等が無い場合は最新のもので可とする。特に、商品として販売している場合は、現在も継続して販売しているものとする。

#### （４）後進の指導育成

具体的にどのような指導を行ったかが分かる指導風景などの写真。

### 2 写真に対する解説文章の記載について

作業風景や作品の写真において、被推薦者の卓越した技能がどのように発揮されているか簡潔明瞭に記載すること。

### 3 技能や功績が確認できない写真

単なる集合写真等、被推薦者の持つ技能や功績が確認できない写真は添付しないこと。また、表彰状やトロフィー、資格証等の写真は、根拠資料である「その他資料」として提出すること（調書の写真としては提出しないこと）。

## ●専門用語集

専門的・技術的分野に関する用語名、ふりがな及び解説を付したものとし、解説が必要な用語が全提出書類中に1つも無い場合は「無し」と記入し提出すること。

## ※再推薦にあたっての留意点

前年度以前と同じ被推薦者を推薦する場合、調書等の記載内容及び写真等資料については、前年度以前と全く同じとすることなく、被推薦者の功績等がより一層伝わるものとなるよう工夫してください。前年度以前の記載内容では実際の功績に見合った評価を得られない場合があります。